

ふくおか 福_岡県福_岡市 村_里徳_夫氏収_集文_書 仮_目録

広島県立文書館

平成 29 年 (2017) 8 月

凡 例

- 1 本目録には、福岡県福岡市村里徳夫氏収集文書を掲載した。
- 2 目録の各項目は次のとおり。

請求記号 本文書群の群番号は (200101) と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 1 → 200101/1

- 表 題** 資料に原表題のあるものはそのまま採り、ないものは適宜付与し〔 〕書きで表記した。
- 年 代** 資料に記された作成年月日を探った。推測または補足した場合は () 書きで表記した。
- 作 成** 資料の著者や発行者を記した。
- 形 態** 資料の形態を記した。
- 数 量** 資料の点数を記した。
- 備 考** 資料の状態等、特に留意すべき点があれば適宜記した。

- 3 文書の配列は請求記号順とした。
- 4 利用の参考のため、本文書群の概要を冒頭に記した。

【文書群概要】

福岡市 ^{むらさととくお} 村里徳夫氏収集文書（請求記号 200101）

広島県第十大区第一小区（御調郡尾道町など）の明治初期「本県達」など。

出所 未詳

出所地名 広島県第十大区第一小区／広島県御調郡尾道町／広島県尾道市[現在地名]

分量 8点（7綴，1冊）

収蔵までの経緯 寄贈者は元福岡県筑紫野市史編さん室職員。平成13年（2001）3月末で市史編さんが終わり，閉室となる筑紫野市史の編さん室を整理したところ，広島県関係の古文書が見つかった。寄贈者から広島県立文書館でそれを受け入れるか打診があり，寄贈されることになった。平成2～3年頃，寄贈者が福岡市の古書店から私費購入した古文書に含まれていたという。古書店の入手先は不明。

年代 明治7年（1874）～明治29年（1896）

歴史 廃藩置県後，備後国御調郡尾道町と後地村は大区小区制により第10大区第1小区となり，尾道には一小区事務所が置かれた。明治9年に尾道町と後地村は合併し，明治22年の市町村制により御調郡尾道町となった。

内容 「本県達」（明治7年～13年）など7綴と，田中知邦著「改正増補市町村制実務要書」（明治29年）1冊。

関連資料 当館が収蔵する廃藩置県後の尾道町の布達資料には，明治6年3月「御布令控」（青木茂氏旧蔵文書77），明治6年1月「諸布令扣」（同78），明治6年「年誌」（同79），明治9年「御達書」（同80），明治6年「〔御達書綴〕」（同82）がある。

検索手段 「広島県立文書館収蔵文書仮目録」

（2017.7 記述／西村 晃）

200101 福岡県福岡市 村里徳夫氏収集文書仮目録

200101/1 〔本県達〕	明治11. 1.(~12.)		綴・1綴
県甲第1~2,4~5,7~21,23~24,26~44,46~61,63~74,76~103,105~109,114~120,122~124,126,128,130~138,140~141,143~149,151~173,175~176,178,180~185,187~189号,達甲第20~21号,乙第7号			
200101/2 本県達 第十大区一小区事務所	明治 9. 1.(~12.)		綴・1綴
表紙に「庶一」朱書の付紙あり,「七冊之内」朱書あり,本県第1~5,8~45,47~48,50~81,84~93,95~108,110~116,118~124,126~127,129~143,145~146,148~149,152~153,155~158,162~166,169号			
200101/3 〔本県達〕	明治13. 1.(~12.)		綴・1綴
県丁第1~5,8,12,19~23,25~28,30,32,34~35,37~43,48号,県乙第3,7,11,14,15,17,21,23,36,39,55,57号,県丙第2~8,10,12~18,21~22,27,30,32~38,40,43,47~55,57~59,61,65~69,76~78,80~81,83~85,87~89,91~98,100~101,103~107,109~117,121,123~124,126~131,133~149,152,154~162,164~170,172~173,175~177,179~186,188~192,194~204,206,208~209,211~213,215~219,223~235,237~244,246,249~250,252,254~255,257,264~265,267~268,280,325号			
200101/4 〔本県達〕	(明治10. 4.~)		綴・1綴
内務省通達甲第9~11,13~17,19~24号,乙第72号,大蔵省通達甲第1~11,13~37号,北海道開拓使通達甲第3~4号,工部省通達甲第1~2,4,8~20号,海軍省通達甲第1~7号,陸軍省通達甲第1,8,11,13,28,36,37号,送第536号,司法省通達甲第1~2号,宮内省通達,教部省布達第8号,文部省通達第1~2号			
200101/5 本県達 第十大区第一事務所	明治11. 1.(~12.)		綴・1綴
県丙第1~18,20~21,23,25~30,32~33,35~37,39,41~42,44~55,58~64,66,68~70,71,74~78,80~86,88~90,92~93,95~106,108~124,126~128,132~133,135,137,139~143,145~147,149~150,153,155~157,159~164,167~174,177,179~201号			
200101/6 改正増補市町村制実務要書	明治29. 4.20	田中知邦(滋賀)著・発行	縦冊・1冊
刊本,袋綴,561頁			
200101/7 〔本県達・区内布令控〕	(明治 7.)		綴・1綴
太政大臣布告第2,7,9~11,13~15,16~23,26~28号,明治6年太政大臣布告第359,414,415,422,423,425,429,434,459号,明治6年大蔵省通達第165,185~186号,大蔵省通達第5,9,20,26,28号,明治6年文部省通達第116,135,141,143~146号,文部省通達第1~2,4~9号,工部省通達第1,3~5号,明治6年教部省布達第35号,教部省布達第2~3号,内務省通達甲第1~3号,県第1~14,17~23,27,29,32~34,37,39~41,43~44,47~49,51~57号			
200101/8 〔本県達・区内布令控〕	(明治 8.)		綴・1綴
県第2~7,12~15,17,20~24,28,31,34,37~52,55~56,59~60,62~63,65~66号			